

秋田県入札制度適正化推進委員会運営要領

秋田県入札制度適正化推進委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、秋田県入札制度適正化推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を次のとおり定める。

（対象工事）

第1 要綱第1条に定める「県が発注した建設工事」（以下「公共工事」という。）とは、知事部局、教育委員会事務局及び警察本部が入札執行した建設工事とする。

（定例会議）

第2 定例会議は、原則として毎年度2回開催するものとする。

2 委員長は、定例会議において第2の2第3号に掲げる事項の報告があるときは、会議を非公開とすることができます。

（定例会議への報告）

第2の2 要綱第3条第1号に定める委員会への報告は、概ね6か月間の運用状況等について行うものとし、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げるものを提出することとする。

- (1) 契約金額5,000万円（消費税を含む。）以上の公共工事 入札方式別発注工事総括表（様式1）及び入札方式別発注工事一覧表（様式2）
- (2) 指名停止及び入札参加資格の停止 指名停止等運用状況の一覧表（様式3-1）
- (3) 談合情報及び談合その他の不正行為の事実 談合情報等処理状況（様式3-2）

（定例会議の審議の対象となる事案の抽出）

第3 要綱第3条第2号に定める定例会議の審議の対象となる事案の抽出は、第2の2に定める入札方式別発注工事一覧表の中から、委員会又は予め指定した委員により事前に無作為で次の方法により抽出するものとする。

- (1) 抽出は、委員会開催の2週間前までに行うものとする。
- (2) 委員会において発注者機関が抽出事案の説明を行うに先立ち、委員会の委任を受け抽出を行った委員は抽出結果の報告及び確認を行うものとする。

(抽出事案の審議)

第4 定例会議においては、事務局が抽出された事案（別紙様式4-1から4-4の「抽出事案説明書」）に係る競争入札参加資格の設定、及び指名業者の選定について説明を行い、委員会は、入札事務及び契約事務の手続の妥当性について、審議を行うものとする。

(一次苦情処理の対象等)

第5 一次苦情申立及び苦情処理の対象は、請負対応額が400万円を超える公共工事（地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象となる工事を除く。）及び要綱第2条第2項第5号の発注に関するものとし、条件付き一般競争入札における入札参加資格の有無、総合評価落札方式において落札者として選定されなかった理由、指名競争入札における指名業者の選定及び随意契約の理由に関することとする。

2 一次苦情申立ができる者は、条件付き一般競争入札において入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者であって当該決定に不服がある者、総合評価落札方式において落札者として選定されなかったことに不服がある者又は対象工事に相応する業種に係る秋田県建設工事入札参加資格を有する者で指名業者の選定に関することに対して疑問又は不服がある者とする。

3 一次苦情の処理は、文書により契約担当者に対して提出されたものについてのみ行い、口頭等によるものには行わない。

なお、契約担当者は、前段に規定する一次苦情の提出があった場合においては、文書により回答することとする。

(再苦情及び再説明請求の処理)

第6 再苦情の申立又は再説明請求をすることができる者は、第5第2項に掲げられ、かつ、同第3項に規定する苦情の申立について行われた回答又は、「秋田県工事成績評定要領」（平成10年4月1日施行）（以下「評定要領」という）第10第2項に規定する説明請求の申立について行われた回答に対して、なお不服のある者とし、当該回答を受けた日の翌日から起算して7日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に知事に対し、再苦情又は再説明請求（以下「再苦情等」という。）の申立を行うこととする。

2 再苦情等の申立を行おうとする者は、「再苦情申立申請書」により知事に対して提出することとし、その提出先は第5又は評定要領第10第2項に規定する回答を行った課所とする。

- 3 再苦情申立書が提出されたときは、委員会において審査を行い、審査結果を知事に報告するものとし、知事はその報告を受けて契約担当者に通知することとする。
- 4 契約担当者は、審査結果を踏まえ、再苦情等を申し立てた者に対して、文書により回答することとする。

(再苦情の申立の却下等)

第7 再苦情等の申立があった場合、知事は、委員会に審議を依頼するものとする。この場合、委員長は当該申立の徒過その他客観的かつ明白に申立の適正を欠くと認められるときは、その申立を却下することができるこことする。

(苦情処理の概要の公表)

第8 第5又は第6により苦情を申し立てた者の名称、苦情内容及び処理結果の概要は、様式5により、第5の担当課所において閲覧に供する。ただし、苦情を申し立てた者が公表に同意しないときは、この限りでない。

(指名停止措置に係る苦情処理)

第9 第5から第8までの規定にかかわらず、知事が行った指名停止措置に係る苦情処理の手続については、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、一次苦情処理の対象及び再苦情等の処理等に関する必要事項については、別途通知する。

附 則

(施行月日)

この要領は、平成15年2月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日建管-2795 一部改正)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月20日建管-2336 一部改正)

この要領は、平成17年1月20日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日建管-2581 一部改正)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日建管-2423 一部改正)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月1日建管－1073 一部改正）

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成21年7月10日建管－1044 一部改正）

この要領は、平成21年7月10日から施行する。

附 則（平成24年11月1日建政－1337 一部改正）

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成28年11月4日建政－1075 一部改正）

この要領は、平成28年11月4日から施行する。

附 則（令和7年6月23日建政－523 一部改正）

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和7年12月25日建政－1452 一部改正）

この要領は、令和8年2月1日から施行する。

様式 1

入札方式別発注工事総括表

期間： 年 月 日～ 年 月 日

| 入札方式 | 件数 | 金額 | 備考 |
|---|----|----|----|
| 総件数 (内訳) ①一般競争入札 ②条件付き一般競争入札 ③指名競争入札 ④随意契約 | | | |
| | | | |
| | | | |

表覽一事物工注發別式方札入

部首

年 月 日現在

対象期間（契約日）： 年 月 日 ~

年 月 日

(入札契約方式:)

- 1 対象工事は、契約金額が5,000万円以上の建設工事とする。
 - 2 部局別に、一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約毎に別葉で作成し、発注機関の建制順に、さらに契約月日順に記載して下さい。
 - 3 各入札契約方式毎に、下欄に合計件数及び合計金額を記載して下さい。なお、条件付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約については、5,000万円未満の工事を含む合計件数及び合計金額についても（ ）書きで記載して下さい。
 - 4 「番号」には、部局別に通し番号を記入して下さい。
 - 5 「低入札・最低制限別」欄には、低入札価格調査制度を採用した場合は「低入札」の欄に、最低制限価格制度を採用した場合は「最低制限」の欄に○を記入して下さい。なお、低入札価格調査制度を採用し低入札調査を実施した場合は、「○調査」と記入してください。
 - 6 「地域要件」の欄には、発注概要書において記載した入札参加資格要件で「主たる営業所の所在地」とした場合については、【管内】、【ブロック】、【県内】、【県内（準県内含む）】のいずれかを、また、県外業者の入札を想定した「許可業種に係る営業所の所在地」とした場合については、【秋田県】、【東北六県】、【全国】のいずれかを記入してください。（JVの場合は代表者要件について記入）
 - 7 総合評価落札方式を適用した工事については、備考欄に「総合評価」と記入して下さい。

様式3-1

指名停止等の運用状況一覧表

指名停止期間の始期： 年 月 日～ 年 月 日

| 業者名 | 所在地 | 指名停止等の区分 | 指名停止等の期間 | 措置要件 | 指名停止等の理由 |
|-----|-----|----------|----------|------|----------|
| | | | | | |

談合情報等処理状況

| | |
|------------------------------|-------|
| 工事名 | |
| 工事場所 | |
| 工事概要 | |
| 入札参加要件 (入札参加資格、 地域要件等) | |
| 入札締切年月日 | 年 月 日 |
| 談合情報等の概要 | |
| 談合情報等への 対応 | |
| 談合情報等のあつ た工事の取扱い | |
| 予定価格 | 円 |
| 最低入札価格 | 円 |
| 落札率 | % |

抽出事案説明書

| | | | |
|-------------------------------|--------|--------|--|
| 入札方式 | 一般競争入札 | | |
| 工事種別 | | | |
| 工事名 | | | |
| 工事場所 | | | |
| 工事概要 | | | |
| 入札参加資格 | | | |
| 入札参加要件 及び地域要件設 定の経緯・理由 | | | |
| 入札参加資格確 認申請業者数 | | | |
| 入札参加業者数 | | 無資格業者数 | |
| 契約金額 | | | |
| 無資格理由の説 明（該当がある 場合のみ記入） | | | |
| 入札の経緯及び 結果 | | | |

抽出事案説明書

| | | | |
|-------------------------------|------------|--------|--|
| 入札方式 | 条件付き一般競争入札 | | |
| 工事種別 | | | |
| 工事名 | | | |
| 工事場所 | | | |
| 工事概要 | | | |
| 入札参加資格 | | | |
| 入札参加要件 及び地域要件設 定の経緯・理由 | | | |
| 入札参加資格確 認申請業者数 | | | |
| 入札参加業者数 | | 無資格業者数 | |
| 契約金額 | | | |
| 無資格理由の説 明（該当がある 場合のみ記入） | | | |
| 入札の経緯及び 結果 | | | |

抽出事案説明書

| | |
|--------------|--------|
| 入札方式 | 指名競争入札 |
| 工事種別 | |
| 工事名 | |
| 工事場所 | |
| 工事概要 | |
| 指名業者数 | |
| 契約金額 | |
| 指名業者を選定した考え方 | |
| 入札の経緯及び結果 | |

抽出事案説明書

| | |
|---------|------|
| 入札方式 | 随意契約 |
| 工事種別 | |
| 工事名 | |
| 工事場所 | |
| 工事概要 | |
| 随意契約の理由 | |
| 契約金額 | |
| その他 | |

様式 5

苦 情 处 理 概 要 書

| | |
|-------------------------|--|
| 発注機関名 | |
| 工事名及び 工事番号 | |
| 苦情申立者 の住所・商号 又は名称 | |
| 苦情内容 | |
| 対応の概要 | |